

地域福祉計画改定のポイント

地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の
整備に関する全国担当者会議資料（平成29年9月25日）

平成29年12月21日
米子市地域福祉計画策定委員会

地域福祉(支援)計画策定ガイドライン 改定のポイント(未定稿)

※ 未定稿であり、今後修正・変更があり得る。

改定のポイント(未定稿)

市町村地域福祉計画

- 福祉分野の「上位計画」としての位置付け 2
- 改正社会福祉法により計画の記載事項として、以下を追加
- ┌ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取
り組むべき事項 3
- └ 包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施す
る場合) 7

都道府県地域福祉支援計画

- 福祉分野の「上位計画」としての位置付け 8
- 改正社会福祉法により計画の記載事項として、以下を追加
- ┌ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取
り組むべき事項 9
- └ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項 13

法改正を踏まえた見直しの時期について

- 改正社会福祉法により追加される記載事項については、本来、法施行日(平成30年4月1日)より記載されるべきものであり、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手をお願いしたい。
- ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直しのタイミングで記載事項を追加することとして差し支えない(最長で改正法施行後3年程度以内を想定)。

福祉分野の「上位計画」としての位置付け<市町村地域福祉計画>

- 現状では、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けていくことが必要である。
- 市町村地域福祉計画は、老人福祉計画・介護保険事業計画・医療介護総合確保促進法(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)に基づく市町村計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。
そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した市町村地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。
- この他、地域福祉計画と他の計画の調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすることなども考えられる。
- なお、市町村が既に策定している他の計画において、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって市町村地域福祉計画の一部とみなす旨を、市町村地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。
福祉関係計画はもとより、関係する他の計画(例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、地方再犯防止推進計画、地域防災計画等)の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

2

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(1)<市町村地域福祉計画>

- 今般の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画に盛り込む事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられた。以下にその例を示すが、地域の実情に応じて追加することなどは可能である。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が重要である。
- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等)との連携に関する事項
 - ・ 「福祉でまちづくり」といった視点をもって、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組などを協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、集中的、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策を協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
 - ・ 制度の対象となっていない課題、基準に合わない課題、一時的な課題、新しく発生した課題等、既存のサービスが行き届いていない事案への対応の在り方を協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
 - ・ 生活困窮者のように経済的困窮のみならず社会的孤立状態にあたり、表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者もしくは世帯に対応する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策(生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等)について協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。

3

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(2)〈市町村地域福祉計画〉

- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(i)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(平成28年3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(ii)「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(iii)農園において障害のある者や認知症の者が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業などを活用し多くの地域住民が利用するレストランを開くなど、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場を整備すること等について協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- ・ 住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方を横断的に協議し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項について、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方を横断的に協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ・ 状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくりなどは、自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援など)に共通して求められる取組であり、自殺対策の視点も踏まえて各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる。このため、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画と地域福祉計画の調和に配慮しながら施策を推進することが重要であり、地域福祉として一体的に実施することが望ましい事項について、地域福祉計画にも位置付けることが考えられる。

4

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(3)〈市町村地域福祉計画〉

- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・ 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方などについて、地域住民等を担い手として考えるといった地域づくりの観点から協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられ、また、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる。
- ⑩ 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ・ 高齢者、障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく介護者・養育者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方について協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制について協議し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項について、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備について、既存施設等の活用も含めて協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。

5

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(4)＜市町村地域福祉計画＞

- ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ・ 管内において、高齢者や障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、さらには住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等、圏域の規模に応じた重層的な役割・機能について協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ・ 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要がある。公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等について、幅広く協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 市町村における包括的な支援体制を構築するためには、分野を超えた課題に対応すべく、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくことが有効であり、そのための具体的な方策や財源の在り方について協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。
- ⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備
- ・ 地域生活課題を抱える本人や世帯を包括的に支援していくためには、専門職・専門機関の連携・協働体制を整備する必要があるが、その前提として、福祉分野に限らず、保健・医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備する必要がある。組織・機構そのものを見直すことも含め、関係部局の連携を推進していく方策について協議し、地域福祉計画に位置付けることが考えられる。

6

包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)＜市町村地域福祉計画＞

- 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等(法第106条の3第1項第1号関係)
 - ア. 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
 - イ. 拠点の整備
 - ウ. 地域住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施
 - エ. その他
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築(法第106条の3第1項第2号関係)
- 市町村における包括的な相談支援体制の構築(法第106条の3第1項第3号関係)
 - ア. 支援関係機関の協働による課題解決のネットワークの構築
 - イ. 協働の中核を担う機能
 - ウ. 検討の場
 - エ. その他

7

福祉分野の「上位計画」としての位置付け(都道府県地域福祉支援計画)

- 現状では、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けていくことが必要である。
- 都道府県地域福祉支援計画は、老人福祉計画・介護保険事業支援計画・医療介護総合確保促進法(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)に基づく都道府県計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画・次世代育成支援行動計画、健康増進計画、医療計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。
そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した支援計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による支援計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。
- この他、支援計画と他の福祉に関する計画との調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、支援計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を支援計画の策定委員にすることなども考えられる。
- なお、都道府県が既に策定している他の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。
福祉関係計画はもとより、関係する他の計画(例えば、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画、地方再犯防止推進計画、地域防災計画等)の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、支援計画にも位置付けるなど、支援計画を積極的に活用していくことも考えられる。

8

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(1)〈都道府県地域福祉支援計画〉

- 今般の社会福祉法改正により、支援計画に盛り込む事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられた。以下にその例を示すが、地域の実情に応じて追加することなどは可能である。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が重要である。
- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等)との連携に関する事項
 - ・ 「福祉でまちづくり」といった視点をもって、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組などを協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、集中的、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策を協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
 - ・ 制度の対象となっていない課題、基準に合わない課題、一時的な課題、新しく発生した課題等、既存のサービスが行き届いていない事案への対応の在り方を協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
 - ・ 生活困窮者のように経済的困窮のみならず社会的孤立状態にあったり、表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者もしくは世帯に対応する相談支援体制の在り方や、町村部における生活困窮者自立支援方策の在り方(自立相談支援機関の運営、相談支援機関設置等に係る広域的な調整、相談支援員をはじめとする人材の育成・研修、就労支援先の開拓などの新たな社会資源の創出等)について協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。

9

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(2)＜都道府県地域福祉支援計画＞

- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(i)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(平成28年3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(ii)「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(iii)農園において障害のある者や認知症の者が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業などを活用し多くの地域住民が利用するレストランを開くなど、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場を整備すること等について協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- ・ 住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方を横断的に協議し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項について、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方を横断的に協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ・ 状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくりなどは、自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援など)に共通して求められる取組であり、自殺対策の視点も踏まえて各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる。このため、自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画と地域福祉支援計画の調和に配慮しながら施策を推進することが重要であり、地域福祉として一体的に実施することが望ましい事項について、支援計画にも位置付けることが考えられる。

10

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(3)＜都道府県地域福祉支援計画＞

- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・ 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方などについて、地域住民等を担い手として考えるといった地域づくりの観点から協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
 - ・ 権利擁護支援のための地域連携ネットワーク及びその中核となる機関の整備に関し、各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会、中核機関の設置・運営や家庭裁判所・専門職団体との連携確保、さらには後見等の担い手確保や市町村職員等の資質の向上等、各市町村の区域を超えた広域的な見地からの必要な助言その他の援助を行うことについて協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ⑩ 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ・ 高齢者、障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく介護者・養育者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方について協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制について協議し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項について、支援計画に位置付けることが考えられる。

11

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(4)＜都道府県地域福祉支援計画＞

- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備について、既存施設等の活用も含めて協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ・ 管内において、高齢者や障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、さらには住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等、圏域の規模に応じた重層的な役割・機能について協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ・ 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要がある。公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等について、幅広く協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 市町村における包括的な支援体制を構築するためには、分野を超えた課題に対応すべく、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくことが有効であり、そのための具体的な方策や財源の在り方について協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。
- ⑯ 役所内の全庁的な体制整備
- ・ 地域生活課題を抱える本人や世帯を包括的に支援していくためには、専門職・専門機関の連携・協働体制を整備する必要があるが、その前提として、福祉分野に限らず、保健・医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備する必要がある。組織・機構そのものを見直すことも含め、関係部局の連携を推進していく方策について協議し、支援計画に位置付けることが考えられる。

12

市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項 ＜都道府県地域福祉支援計画＞ ※法第108条第1項第5号関係

市町村における法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施への支援に当たって、以下に取り組むことが考えられる。

- 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
- その他必要な事項